

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）	【第一条関係】	1
○ 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）（抄）	【第二条関係】	3
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）（抄）	【第三条関係】	4
○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第四百四十九号）（抄）	【第四条関係】	6

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務費負担金の額）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる被保険者一人当たりの額又は介護保険第二号被保険者一人当たりの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項の組合の通例国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に関する事務を含み、介護納付金の納付に関する事務を除く。）の執行に要する費用に係る被保険者一人当たりの額 六百四十七円</p> <p>二（略）</p> <p>附則</p> <p>（平成二十九年年度以後の各年度における組合に対する補助金の特例等）</p> <p>第二条 平成二十九年年度以後の各年度における法第七十三条の規定による補助金の額については、第五条第一項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と、同項第一号イ(1)中「療養の給付」とあるのは「当該年度の前年度の三月一日から当該年度の二月末日までの間における療養の給付」と、同号ロ(1)及び(2)中「前期高齢者納付金」とあるのは「当該年度における前期高齢者納付金」と、同条第二項中「当該</p>	<p>（事務費負担金の額）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる被保険者一人当たりの額又は介護保険第二号被保険者一人当たりの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項の組合の通例国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に関する事務を含み、介護納付金の納付に関する事務を除く。）の執行に要する費用に係る被保険者一人当たりの額 六百四十六円</p> <p>二（略）</p> <p>附則</p> <p>（平成二十八年度の組合に対する補助金の特例等）</p> <p>第二条 平成二十八年度における法第七十三条の規定による補助金の額については、第五条第一項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と、同項第一号イ中「療養の給付」とあるのは「平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日までの間における療養の給付」と、同号ロ中「前期高齢者納付金」とあるのは「平成二十八年度における前期高齢者納付金」と、同条第二項中「当該年度」とあるのは</p>

「年度」とあるのは「当該年度の前年度の三月一日から当該年度の二月末日までの間」とする。

(削る)

「平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日までの間」とする。

2 | 平成二十八年度における法第七十三条の規定による補助金に関して前項の規定の適用がないものとして第五条の規定に基づき算定した額(同条第一項第一号イ及び第二号に掲げる部分の額に限る。)から、当該補助金に関して前項の規定により読み替えられた同条の規定に基づき算定した額(同条第一項第一号イ及び第二号に掲げる部分の額に限るものとし、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第五十三号)第一条の規定による改正前の附則第二条第二項の規定により平成二十八年度において補助することとされた額を除く。)を控除して得た額については、国は、各組合につき、平成二十九年度において補助するものとする。

○ 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）（抄）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務費交付金の総額）</p> <p>第一条 国民年金法（以下「法」という。）第八十六条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。）が法又は法に基づく政令の規定によつて行う事務（以下「市町村事務」という。）の処理に必要な費用として、政府が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（次条において「事務費交付金」という。）の総額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 市町村事務のうち老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）に係る事務以外の事務（次条において「基礎年金等事務」という。）の執行に通常要する被保険者（法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が千四百二円を基準として定める額に、当該年度の各月末における被保険者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>二（略）</p>	<p>（事務費交付金の総額）</p> <p>第一条 国民年金法（以下「法」という。）第八十六条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。）が法又は法に基づく政令の規定によつて行う事務（以下「市町村事務」という。）の処理に必要な費用として、政府が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（次条において「事務費交付金」という。）の総額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 市町村事務のうち老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）に係る事務以外の事務（次条において「基礎年金等事務」という。）の執行に通常要する被保険者（法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が千三百九十六円を基準として定める額に、当該年度の各月末における被保険者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>二（略）</p>

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）
 （抄）【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県に交付する事務費の額）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>一 千八百八十一円を基準として厚生労働大臣が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を除く。以下この条において同じ。）を勘案して定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額</p> <p>二〃四 （略）</p> <p>（指定都市に交付する事務費の額）</p> <p>第二条 前条（第四号を除く。）の規定は、法第十四条の規定により毎年度国が各指定都市に交付する事務費の額について準用する。この場合において、前条第一号中「千八百八十一円」とあるのは「三千七百八円」と、「都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」と</p>	<p>（都道府県に交付する事務費の額）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>一 千八百七十六円を基準として厚生労働大臣が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を除く。以下この条において同じ。）を勘案して定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額</p> <p>二〃四 （略）</p> <p>（指定都市に交付する事務費の額）</p> <p>第二条 前条（第四号を除く。）の規定は、法第十四条の規定により毎年度国が各指定都市に交付する事務費の額について準用する。この場合において、前条第一号中「千八百七十六円」とあるのは「三千七百五円」と、「都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」と</p>

いう。)の区域を除く。以下この条において同じ。)とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域」と、「当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第二号中「当該都道府県」とあるのは「当該指定都市の」と、「市町村長(指定都市の長を除き、特別区の区長を含む。)」から当該都道府県知事に対して進達」とあるのは「指定都市の長に対して請求」と、同条第三号中「都道府県の区域内の市町村(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)」とあるのは「指定都市の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)」と読み替えるものとする。

(市町村に交付する事務費の額)

第三条 法第十四条の規定により毎年度国が各市町村(指定都市を除く。)
。に交付する事務費の額は、千八百二十七円を基準として厚生労働大臣が定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

いう。)の区域を除く。以下この条において同じ。)とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域」と、「当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第二号中「当該都道府県」とあるのは「当該指定都市の」と、「市町村長(指定都市の長を除き、特別区の区長を含む。)」から当該都道府県知事に対して進達」とあるのは「指定都市の長に対して請求」と、同条第三号中「都道府県の区域内の市町村(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)」とあるのは「指定都市の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)」と読み替えるものとする。

(市町村に交付する事務費の額)

第三条 法第十四条の規定により毎年度国が各市町村(指定都市を除く。)
。に交付する事務費の額は、千八百二十九円を基準として厚生労働大臣が定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第四百四十九号）（抄）【第四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。）が法又は法に基づく政令の規定によって行う特別障害給付金に係る事務の処理に必要な費用として、国が、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金の額は、<u>二千六百一円</u>を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村における当該年度の十二月三十一日現在の法第六条第一項又は第二項の認定を受けた特定障害者の数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において現に要した費用を超えることができない。</p>	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。）が法又は法に基づく政令の規定によって行う特別障害給付金に係る事務の処理に必要な費用として、国が、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金の額は、<u>二千五百八十九円</u>を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村における当該年度の十二月三十一日現在の法第六条第一項又は第二項の認定を受けた特定障害者の数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において現に要した費用を超えることができない。</p>